

神戸市教育・保育施設等整備補助金交付要綱

平成27年4月1日
こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等整備交付金等を活用し、教育・保育施設等の整備拡充を図るための補助金の交付等に関するものとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助事業等の対象となる事業は、補助事業者等が当該年度内に実施する教育・保育施設等の整備に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 厚生労働省 保育所等整備交付金交付要綱（以下「保育所交付金要綱」という。）第3に規定する事業
- (2) 厚生労働省 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「保育対策補助金要綱」という。）第3第11号及び第12号に掲げる事業
- (3) 文部科学省 認定こども園施設整備交付金交付要綱（以下「こども園交付金要綱」という。）第3条第2項に規定する事業
- (4) 文部科学省および厚生労働省 安心こども基金管理運営要領（以下「基金要領」という。）第3に掲げる特別対策事業のうち、保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、認定こども園整備事業及び小規模保育設置促進事業
- (5) 前各号の規定を準用して実施する交付金等充当事業

(対象者)

第3条 補助事業等の対象となる者は、前条各号に掲げる事業において定めるところによる。ただし、法人にあっては市内に施設を設置することが確実であると市長が認めた法人設立準備中の設立代表者を含むものとする。

(補助金の交付額の算定)

第4条 市長は、予算の範囲内で、次のいずれかにより算定した額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額を交付できるものとする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 保育所交付金要綱第8第1号アにより算定した交付額に2分の3を乗じた額
- (2) 保育所交付金要綱第8第1号イにより算定した交付額に2を乗じた額
- (3) 保育所交付金要綱第8第2号により算定した交付額に2を乗じた額
- (4) 保育所交付金要綱第8第3号アにより算定した交付額に2分の3を乗じた額
- (5) 保育所交付金要綱第8第3号イにより算定した交付額に2を乗じた額
- (6) 保育所交付金要綱第8第4号により算定した交付額に2を乗じた額

- (7) 保育所交付金要綱第8第5号により算定した交付額に2を乗じた額
- (8) 保育対策補助金要綱第4第1号①により選定した額
- (9) こども園交付金要綱別記による交付対象経費
- (10) 基金要領第5第1号①による選定額および同号②による基準額の合計額のいずれか少ない額

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、市長が指示する期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、申請後1ヶ月以内（国費の交付申請手続き等に要する期間を除く。次項において同じ）に、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不適当である旨の通知を行うときは、申請後1ヶ月以内に、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助事業者等は、当該補助金を第2条の事業にかかる施設整備のための資金に充当しなければならない。

2 補助事業者等は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 第2条各号に掲げる事業において、市長が補助事業者等に対して交付の条件を付す定めがあるときは、これを付するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(届出書)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等（補助金の内示等を受けて補助金交付決定前に着手するものを含む。以下同じ。）に着手したときは、速やかに補助事業着手届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業等完了後、最初の消費税及び地方消費税申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）から起算して10日を経過した日又は当該補助事業完了日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

- 第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に速やかに通知する。

(補助金の交付)

- 第12条 市長は、前条の額の確定の後、補助事業者等から提出される補助金交付請求書（様式第12号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払ができる。
- 3 市長は、確定した額を超える補助金を既に概算払によって交付している場合は、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。
- 3 市長は、第9条第2号の報告により必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を、期限を

定めて命ずることができるものとする。この場合において、前2項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

第14条 補助金規則第24条第1項の市長等が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める各補助金等に係る財産及び処分制限期間を準用する。

2 補助金規則第24条第1項第2号の市長等が定めるものは、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者等は、補助事業等に係る施設又は設備の用途を廃止又は補助金規則第24条第1項に定める財産の処分をしようとするときは、補助対象施設（設備）処分等承認申請書（様式第14号）により、市長の承認を受けなければならない。

(補助基準の特例)

第15条 事業の緊急性等から考慮して市長が特に必要があると認めたものについては、第4条の規定にかかわらず、補助金を増額決定又は減額決定ができるものとする。

(一括下請負の禁止)

第16条 補助事業者等は、事業を行うための建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市保育所緊急整備事業等補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行期日の前に、補助金の交付決定（一の補助事業が複数年度にわたるものについては初年度）を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号、第5号、第6号及び第7号の規定は、平成28年10月11日から施行する。